

平成二十七年政令第二百五十八号

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会
特別措置法施行令

内閣は、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第七條第五項（同法第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第九條（同法第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第十四條第一項並びに同項において読み替えて準用する同法第三條第二項、第四條第三項、第五條第二項、第六條第三項、第十二條第一項及び第十三條の規定に基づき、この政令を制定する。

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第一条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（以下「法」という。）第七條第四項（法第十四條第一項において準用する場合を含む。）、第十四條第一項において準用する同法第三條第一号において「読替後の国共済法」という。）第九條第二項の規定により組織委員会（法第十二條に規定する組織委員会をいう。以下同じ。）及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 組織委員会 当該派遣職員（法第四條第七項（法第十四條第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。以下この条から第二條までにおいて同じ。）に係る読替後の国共済法第九條第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣職員に支給した報酬（読替後の国共済法第二條第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額に算定に係る国家公務員共済組合法第四十條第五項第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣職員に支給した期末手当等（読替後の国共済法第二條第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第四十條第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となつた報酬月額ととの合計額で除して得た数に乗じて得た金額

二 国 当該派遣職員に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額
（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）

第一条の二 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第十号）第四條の二第二項第八号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 組織委員会 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二條の五第一項第一号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。）次号において同じ。）に係る同法第八十二條第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣職員に支給した報酬（同法第三條第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一條第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第二項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四條第一項の規定の例により算定した額ととの月に組織委員会が当該派遣職員に支給した賞与（同法第三條第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額（同法第二十條第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額ととの合計額で除して得た数に乗じて得た額

二 国 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額
（派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例）

第二条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十五	国家公務員法第二十一條第三項第四号（平成二十七年法律第三十号、第十四号）第四條第七項に規定する派遣職員	第一項	が負担すべき若しくは組織委員会（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第二條に規定する組織委員会をいう。）が負担すべき	第二若しくは受入先弁護士法人等	第二若しくは受入先弁護士法人等	派遣職員（平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法第七項（同法第十四條第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。第六項において同じ。）である組合員、継続派遣職員	附則 継続長期組合員	附則 継続長期組合員	第六項
------	---	-----	--	-----------------	-----------------	--	------------	------------	-----

（派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例）

第三条 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）以下この条において「地共済法」という。）第四十二條第二項の規定及び地共済法の短期給付に関する規定（地共済法第七十條の三の規定を除く。以下この項において同じ。）は、法第四條第一項の規定により組織委員会に派遣された警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六條第一項に規定する地方警務官である者（以下この条及び次条において「派遣警察庁所属職員等」という。）には、適用しない。この場合において、地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員（地共済法第四十二條第一項に規定する国の職員をいう。以下この項において同じ。）が派遣警察庁所属職員等となつたときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に地共済法第二條第一項第四号に規定する退職をしたものとみなし、派遣警察庁所属職員等が地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける国の職員となつたときは、地共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日に同項第一号に規定する職員となつたものとみなす。

2 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、組織委員会における特定業務（法第三條第一項に規定する特定業務をいう。）を公務とみなす。

3 派遣警察庁所属職員等は、地共済法第五章に規定する福祉事業を利用することができる。4 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、地共済法第四十二條第二項の表第二條第一項第五号の項中「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」として政令で定めるもの」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第二條第一項第六号の項中「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの」として政令で定めるもの」と、とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「並びにこれらに相当するもの」として警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、同表第三十三條第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公共団体」と、「国の」とあ

るの「第三号に掲げるものは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第二条に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）及び国の」と

第百十三号第二項各号、第三号地方公共団体から第五項まで	とあ	るの	の	国
-----------------------------	----	----	---	---

第百十三号第二項第地方公共団体	とあ	るの	の	国
第百十三号第三項地方公共団体	とあ	るの	の	国

第百十地方公共団体の機関	とあ	るの	の	国
規定により地方公共団体規定により職員団体（第三項において職員団体として「地方公共団体等」という。）	とあ	るの	の	国

第六十	とあ	るの	の	国
第八十二条第一項	とあ	るの	の	国
地方公共団体、特定地組織委員会及び地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	とあ	るの	の	国

5 前項の規定により読み替えられた地共済法第百四十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法（第一号において「読替後の地共済法」という。）第百十三号第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替後の地共済法第百十三号第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替後の地共済法第二号第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三号第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替後の地共済法第二号第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同（）の額の合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四号の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数に乗じて得た金額とする。）とする。

二 国 当該派遣警察庁所属職員等に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

三 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第八号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同（）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二号第一項、第二

十三号第一項、第二十三号の二第一項若しくは第二十三号の三第一項又は第二十四号第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同（）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数に乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をいう者」とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をいう者／＼の二、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第四条第七項に規定する派遣職員」とする。

（派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の特例）

第四条 派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、組織委員会を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。

（法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等）

第五条 法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 臨時的に任用されている職員

二 防衛大学校若しくは防衛医科大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十六号）第十五条第一項又は第十六条第一項（第三号を除く。）の教育訓練を受けている者をいう。）又は陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五

号）第二十五号第五項の教育訓練を受けている者をいう。）	三	自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続き勤務することを命ぜられた職員	
四	休職者		
五	停職者		
六	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第二十七号第一項の規定により派遣されている自衛官		
七	国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員		
八	国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四号第一項において準用する同法第七号第一項の規定により交流派遣されている職員		
九	令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第二十七条第一項において準用する同法第七号第一項の規定により派遣されている職員		
2	法第十四条第一項において読み替えて準用する法第三条第二項、第四号第三項、第五号第二項、第六号第三項、第十二号第一項及び第十三号に規定する政令で定める事項については、一般職に属する国家公務員について定められているこれらの事項の例による。		
（法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例）	第六号	法第十四条第一項において準用する法第四条第七項に規定する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。	
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
防衛省の第八号場合若しくは場合、職員等の給与等に関する法律	配偶者同行休業をした場合若しくは平成三十一年ラグビーワールド		

